

令和7年度（令和6年度新しい地方経済・生活環境創生交付金）

浅川町避難所対応型トレーラーハウス整備事業公募型プロポーザル実施要領

本要領において、浅川町が避難対応型トレーラーハウスを整備するにあたり、事業全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった業者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定める。

1 趣旨（目的）

町の指定避難所には、プライバシーに配慮できる部屋、感染症発生時に対応する診察室等を確保できない施設が多数あるため、汎用性のあるトレーラーハウスを導入し問題の解消を図る。

また、平常時には避難生活の体験や移住生活の体験などトレーラーハウスの利点を最大限活用できる提案をする業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

2 事業概要

- (1) 事業名 浅川町避難所対応型トレーラーハウス整備事業（以下「本事業」という。）
- (2) 事業主体 浅川町
- (3) 事業内容 浅川町避難所対応型トレーラーハウス整備事業仕様書のとおり
- (4) 事業期間 契約締結の日から令和8年3月25日まで
- (5) 上限金額 17,265,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル募集開始日から提案書提出期限日までの期間に、浅川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和56年9月28日要綱第2号）第5条の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (4) 浅川町暴力団排除条例（平成24年3月21日条例第1号）に規定する暴力団その他反社会団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (5) 本事業期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した事業を確実に履行できるものであること。
- (6) 常に町との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (7) 業務を実施するにあたって、法令上の資格等が必要となる場合には、その法令等に違反しない体制を構築できるものであること。
- (8) 複数の事業者等により構成される共同企業体（JV）（以下「共同企業体」という。）での応募も可とするが、実施体制を明確にすること。町との連絡窓口は代表者が行うものとし、事業遂行の責を負うものとする。

(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	期 日 等
募集開始（町ホームページ掲載）	令和7年11月18日（火）
質問書の提出期限	令和7年11月25日（火）正午
質問書の回答	令和7年11月27日（木）
参加表明書等提出期限	令和7年12月1日（月）
参加資格審査結果通知	令和7年12月3日（水）
企画提案書等提出期限	令和7年12月9日（火）正午
プレゼンテーション等の実施	令和7年12月12日（金）予定
選定結果通知	令和7年12月16日（火）予定

※説明会は行わない。疑義等についての照会は、後述の質問書で行うこと。

※上記の期日等に変更が生じた場合は、参加事業者に対して改めて通知する。

5 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本実施要領及び仕様書に関する質問は、電子メールのみでの受付とし、質問書（様式1）を提出すること。なお、電子メール送信後、電話で受信確認をすること。

ア 提出期限 令和7年11月25日（火）正午（必着）

イ 提出先 浅川町役場 総務課

Eメール：soumu@town.asakawa.fukushima.jp

電 話：0247-36-4121

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【事業者名】浅川町避難所対応型トレーラーハウス整備事業プロポーザル質問書」

(2) 回 答

質問に対する回答は、メールにより行う。内容によって必要がある場合は町ホームページに掲載し、公表する。なお、質問を行った質問者情報等は公表しない。

また、公平性を保てないと判断されるものや個別の参加資格要件等に関するものについては、回答しない。

6 参加表明書等の提出

参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、参加事業者が多数となり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断した場合は、提出書類により第1次審査（書類選考）を実施する。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式2）

- イ 登記事項証明書（3か月以内のもの。写し可。）
- ウ 会社概要書（様式3）
- エ 財務諸表または会社の規模や財務状況について記載された資料（直近2年分）
- オ 業務実績調書（様式4）
同種・類似業務の実績がある場合は提出すること。（過去5年以内）。
併せて、記載した業務の契約書及び仕様書の写しを添付。
- カ 業務実施体制表（様式5）及び配置予定担当者経歴書（様式6）
- キ 納税証明書（3か月以内のもの。写し可。）
法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※共同企業体で提出する場合は、業務を担う割合の多い事業者を代表者として参加し、各書類(オを除く)は参加するすべての事業者が提出すること。

- (2) 提出期限 令和7年12月1日（月）（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF形式にしたデータを提出すること。※封筒には「浅川町避難所対応型トレーラーハウス整備事業プロポーザル参加表明書在中」と朱書きで記入すること。
- (4) 提出先 〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15
浅川町役場 総務課

Eメール：soumu@town.asakawa.fukushima.jp

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【事業者名】浅川町避難所対応型トレーラーハウス整備事業プロポーザル参加表明書等」

- (5) 参加資格審査結果通知
提出された書類をもとに参加要件の確認を行い、参加要件を満たしたものに対し結果を電子メールにて通知するとともに、企画提案書の提出を要請する。

7 企画提案書の作成要領

提案要請を受けた者は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式7）
- イ 企画提案書
- ウ 業務工程表
- エ 見積書及び積算内訳

【提案書類の作成上の留意事項】

- ① 提案書類は、各項目順に綴り書類符号を記したインデックスを付けるなど、項目の区別がつくようにすること。
- ② 仕様書、プロポーザル審査評価基準を参照の上、スケジュール・実施体制等について具体的な提案をすること。なお、企画提案書は、提案内容を分かりやすく具体的に記

述すること。

- ③ 仕様書に示す内容のほか、提案者が有する実績や知見を活かし、本要領の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

- ④ 企画提案書は、表紙・目次を除き20ページ以内（A4横書き）とすること。

※ 表紙・目次は枚数に含まない。また、必ずページ番号を付すこと。

※ 本文の文字フォントは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし明瞭に読み取れるフォントサイズにすること。

- ⑤ 見積書の宛名は「浅川町長」、事業名は「浅川町避難所対応型トレーラーハウス整備事業」とすること。

※ 契約期間内に本事業を実施するための費用を上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とする。

※ 積算内訳は、仕様書の内容を踏まえ、作業項目ごとに内訳がわかるように記載すること。また、人件費、諸経費等の積算内訳がわかるように、できるだけ詳細な記載とすること。

※ 見積金額については、内訳金額は税抜価格とし、価格には消費税等を加えた合計金額を記入すること。

※ 見積書に含まない別途費用を必要とする提案は受け付けない。

- (2) 提出部数 正本1部、副本6部、電子媒体1部

- (3) 提出期限 令和7年12月9日（火）正午（必着）

- (4) 提出方法 持参又は郵送による。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF形式にしたデータを提出すること。

※封筒には「浅川町避難所対応型トレーラーハウス整備事業プロポーザル企画提案書在中」と朱書き記入。

- (5) 提出先 〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地112番地の15

浅川町役場 総務課

Eメール：soumu@town.asakawa.fukushima.jp

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【事業者名】浅川町避難所対応型トレーラーハウス整備事業
プロポーザル企画提案書」

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。なお、時間・会場等の実施詳細については企画提案要請と併せて通知する。

- (1) 審査方法

ア 審査日 令和7年12月12日（金）予定

イ 会場 浅川町役場 2階 大会議室

ウ 審査順 企画提案書を提出した順（受付順）に審査する。

エ 審査基準 別紙「プロポーザル審査基準」のとおり

オ プレゼンテーションの実施

- ・時間構成は、プレゼンテーション20分以内、質疑10分程度とする。
- ・出席者は3名までとし、本業務に従事する担当者等が行うこととする。
- ・企画提案書を基に行うものとし、追加資料の配布は認めない。
- ・パワーポイント等を使用する場合、使用する機器は各自で用意すること。
- ・プロジェクター及びスクリーンは本町が用意したものを使用すること。
- ・インターネットは提供しない。
- ・正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

カ 公 開

- ・プレゼンテーション及びプレゼンテーション終了後に行う審査は非公開とする。

(2) 審査結果

全ての参加事業者に電子メール又は郵送により通知する。あわせて、選定結果を町ホームページ上で公表する。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けない。

(3) 参加者

参加事業者が1者の場合であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

9 契約の締結

- (1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。
- (2) 本業務に係る契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、本町と契約相手方候補との協議により必要と判断した場合は項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更を行うことができるものとする。なお、上限額を超えないものとする。
- (3) その他契約についての詳細は、浅川町財務規則（昭和58年1月19日規則第1号）の規定によるものとする。

10 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 参加業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加事業者が委託業者としてふさわしくないと町長が認めたとき。
- (6) その他不正な行為があったと町長が認めたとき。

11 その他留意事項

- (1) 参加事業者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は原則返却しない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、公表しない。ただし、浅川町情報公開条例（平成11浅川町条例第20号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (8) 本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、速やかに下記問い合わせ先まで連絡するとともに、プロポーザル参加辞退届（様式8）を提出すること。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、浅川町財務規則（昭和58年1月19日規則第1号）等関係法令等の定めるところによるものとする。

12 問い合わせ・書類提出先

浅川町役場 総務課

〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15

Eメール：soumu@town.asakawa.fukushima.jp

電 話：0247-36-4121

別紙【プロポーザル審査基準】

評価項目	評価内容	配点
基本要件 (65点)	避難生活を想定した仕様があるか	15
	乳幼児のいる世帯が生活できる配慮・装備があるか	15
	医師が緊急の診察室として利用できる設備または装備があるか	15
	平常時の活用について有用性があるか	10
	家電製品等の使用の想定	5
	外観・内観について	5
提案書 (15点)	企画コンセプト、全体の構成案、デザイン案等が明記されており、提案内容の全体像がイメージできるものとなっているか。	10
	仕様書の内容に沿った適切な提案がされているか。	5
事業実施体制 (10点)	適切な事業実施のための町職員との連絡調整を行う窓口は確保されているか。また、有事の際には問題解決のために迅速な対応ができるような体制が整っているか。	10
見積内容 (10点)	見積金額は企画提案書の内容と比較し、適正な金額となっているか。	10
計		(100点)

評価係数 (目安)	優れている	良い	ふつう	やや劣る	劣る	提案なし
	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0

※評価係数は、あくまでも目安である。